瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例　新旧対照表

新	旧
第1条から第11条　略 （費用弁償） 第12条　略 2　団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により費用弁償を支給する。ただし、出動1回につき、8時間以上継続して職務に従事し、かつ、2日にわたるときは、これを2回勤務に従事したとみなす。 (1)水火災の場合　出動1回につき ア　3時間以上　4,000円 イ　3時間未満　3,000円 (2)警戒、訓練等の場合　1回につき　3,000円 第13条から第15条　略 附　則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	第1条から第11条　略 （費用弁償） 第12条　略 2　団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により費用弁償を支給する。この場合において　　、8時間以上継続して職務に従事し、かつ、2日にわたるときは、これを2回勤務に従事したとみなす。 (1)水火災の場合　1回につき　2,200円 (2)警戒、訓練等の場合　1回につき　2,000円 第13条から第15条　略